

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に関連する講習会修了証の取扱いについて

このことについて、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に関連する講習会の受講状況について、更新許可に係る事務においては可能な限り柔軟に対応することとしておりましたが、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に変更されて1年を経過し、検査・医療体制も通常に対応に完全移行したことなどから、令和7年3月31日をもって当該柔軟な対応を終了します。

令和7年4月1日以降は、コロナ禍以前のように、更新許可申請時には同講習会修了証の添付が必須となり、同講習会修了証の添付がない場合、更新許可申請を受理することができませんので、御注意ください。